北塩原村高等学校生徒遠距離通学費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、高等教育における保護者の負担軽減を図るため、遠隔の地から通学している高等学校の生徒の保護者に対して、北塩原村高等学校生徒遠距離通学費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

（補助の対象）

第２条　補助の対象は、別表第１に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者が運行する路線及びその路線の停留所を利用し高等学校に通学する生徒の保護者とする。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、定期券利用に係る全額とする。

（補助金の交付申請）

第４条　保護者は、第２条に該当したときは、北塩原村高等学校生徒遠距離通学費補助金交付申請書兼請求書（第１号様式）を、次に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

（１）入学、在学が証明される書類（合格通知書・生徒手帳の写し等）

（２）通学定期券の写し又は購入額を証明する書類

（３）その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第５条　村長は、前条により交付申請があったときは、その内容の審査の上、交付の可否について決定とし、北塩原村高等学校生徒遠距離通学費補助交付決定書（第２号様式）又は不交付決定書（第３号様式）により、保護者に通知するものとする。

（会計年度の取扱い）

第６条　通学定期券の有効期限が、複数の会計年度にまたがる場合は、交付申請日の属する会計年度において補助金を支出する。

（補助金の返還）

第７条　村長は、補助金の交付決定又は、補助金の交付を受けた者が次の一に

該当するときは、その決定を取り消し若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（１）申請書その他の書類等の内容に虚偽の記載があるとき。

（２）補助金の交付の決定の内容又は付した条件、その他要綱の規定に違反したとき。

（３）その他村長が不適当と認める事由が生じたとき。

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要事項は、村長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年８月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

区　　分	路線名
一般乗合旅客自動車運送事業者	喜多方駅～メルキュール裏磐梯間
	猪苗代駅～裏磐梯高原駅間